公告 第 58 号
令和8年10月7日

公　　告

分任契約担当官
陸上自衛隊相浦駐屯地
第３６３会計隊長　酒井　博未

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

１　入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号
6S6C1MS03940	62E81AE0022 0001		

品名　または　件名
下部洗浄装置Ｉ型据付　ほか2件
部品番号　または　規格
仕様書のとおり
使用器材名

数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	UN						

納地または工事場所	引渡場所
陸上自衛隊　竹松駐屯地	戦闘上陸直接支援小隊第３整備班整備工場
搬入場所	納期または工期
後方支援大隊　清原２曹（２７５７）	令和9年2月1日（月）～令和9年3月30日（火）

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

２　競争参加資格
次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

３　契約条項を示す場所
会計隊事務室及び陸上自衛隊西部方面隊ホームページ

４　説明会及び入札執行の日時場所
説明会日時場所：実施しない。
入札日時場所　：令和8年10月20日（火）9時00分　会計隊 事務室

５　保証金
入札保証金：免除　契約保証金：免除

６　落札決定方式及び契約方式
落札決定方式：総品目総額　契約方式：一般競争

７　注意事項
（1）入札参加資格者
ア　予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
イ　予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。
ウ　令和０７・０８・０９年度全省庁統一競争参加資格「役務の提供等」のＤ等級以上の資格を有する者
エ　大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
オ　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
カ　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
キ　入札等参加者心得に定める「暴力団排除に関する契約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。

（2）公告の提示場所
陸上自衛隊 西部方面隊ホームページ（http://www.mod.go.jp/gsdf/wae）・相浦駐屯地・大村駐屯地、竹松駐屯地、海上自衛隊佐世保地方総監部、佐世保商工会議所

（3）落札決定方法
予決令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

（4）保証金に関する事項

ア　入札保証金：落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結をしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の１００分の５に相当する金額を違約金として徴収する。
イ　契約保証金：契約者が契約上の義務を履行しない場合には、契約金額の１００分の１０以上を違約金として徴収する。

（５）入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税法に規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を入札書に記載すること。

（６）入札の無効
ア　第２項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者のなした入札
イ　電信・電話による入札
ウ　入札金額及び入札者名称が判別し難い入札
エ　入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

（７）契約書等作成
落札者は、落札決定後、速やかに「駐屯地用標準契約（請）書」の様式により作成する。
適用する条項
「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」
なお、契約相手（甲）を分任契約担当官陸上自衛隊相浦駐屯地第３６３会計隊長とする。

（８）その他
ア　入札を代表者以外に委任する場合は、入札前に委任状を提出すること。
イ　質疑については入札前日までに終了し、郵便入札する者は入札当日の質疑においては、承諾したものとみなす。
ウ　郵便等による入札は、書留等配達証明の残る形式で、令和８年１０月１９日（月）０８時３０分までに到着したものを有効とする。郵送後、入札の前日までに契約班まで連絡すること。また、入札金額が同額の場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施する。郵便による入札参加者がいる場合の再度入札日時については、別途連絡する。
エ　「入札等参加者心得」を承知の上参加すること。
オ　資格審査結果通知書の写しを入札前までに提出すること。
カ　公共事業等からの暴力団排除を推進するための措置として、西部方面会計隊のホームページ「入札参加者心得」第８章を確認し承知のうえ参加すること。
キ　第７項（８）エ・カの項目に承知し入札に参加する者については、入札書に、「当社は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」及び「上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。」と記入すること。
ク　市価調査書については、令和８年１０月１４日（水）１７時００分までにＦＡＸ又はメール、郵送等によって努めて提出すること。また、提出の遅延が明らかになった時点で早期に連絡し、具体的な提出日時及び方法を明らかにすること。
ケ　最低価格の入札金額が契約等担当官等が定める調査基準額に該当する場合は、入札価格の内訳書等といった積算資料等を提出していただくよう依頼する可能性があります。
コ　積算資料等の提出に応じていただけない場合又は不十分な場合は、その旨説明を求める可能性があります。
サ　積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としない可能性があります。

（９）問い合わせ先
〒８５８－８５５５　長崎県佐世保市大潟町６７８番地　陸上自衛隊相浦駐屯地
ＴＥＬ　　０９５６－４７－２１６６
ＦＡＸ　　０９５６－３４－１１７７
メールアドレス　363fin_wafin_wa@inet.gsdf.mod.go.jp

入札に関する事項　：　第３６３会計隊契約班　　齊　藤　　内線２８８７
仕様書の配布場所　：　第３６３会計隊契約班
仕様書に関する事項　：　搬入場所参照

品　目　等　内　訳　書

契約実施計画番号	6S6C1MS03940

NO	調達要求番号	物品番号		単位	数量	単価	金額	銘柄	納地	指定
	品名							使用期限等	引渡場所	
	部品番号　または　規格								搬入場所	検査
	使用器材名			仕様書番号				グループ	納期	包装
1	62E81AE0022	0001		UN	1.00				陸上自衛隊　竹松駐屯地	
	下部洗浄装置Ｉ型据付								戦闘上陸直接支援小隊第３整備班整備工場	
	仕様書のとおり								後方支援大隊　清原２曹（２７５７）	
									令和9年2月1日～令和9年3月30日	
2	62E81AE0023	0001		UN	1.00				陸上自衛隊　竹松駐屯地	
	大型車両整備用オートリフト据付								戦闘上陸直接支援小隊第３整備班整備工場	
	仕様書のとおり								後方支援大隊　清原２曹（２７５７）	
									令和9年2月1日～令和9年3月30日	
3	62E81AE0024	0001		UN	1.00				陸上自衛隊　竹松駐屯地	
	中型車両整備用オートリフト据付								戦闘上陸直接支援小隊第３整備班整備工場	
	仕様書のとおり								後方支援大隊　清原２曹（２７５７）	
									令和9年2月1日～令和9年3月30日	
			- 以下余白 -							

調達要求番号：62E81AE0022

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号		仕　様　書　番　号	
下部洗浄装置Ｉ型据付		AWF0000V0010	
		作　　成	令和８年９月１５日
		作成部隊等名	後方支援大隊 第４係　清原２曹

1　総　則

1.1　適用範囲

この仕様書は，後方支援大隊第２整備中隊戦闘上陸直接支援小隊第３整備班が要求する「下部洗浄装置Ｉ型据付」ついて規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書に用いる用語及び定義は、ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５０００００１Ｖによる。

1.3　種　類

下部洗浄装置Ｉ型据付

1.4　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１Ｖ　　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５０００００２Ｋ　　陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

2　点検整備に関する要求

2.1　一般的要求事項

契約の相手方は、下部洗浄装置Ｉ型据付を実施する。また、据付後に当該整備品の性能及び各操作に異常があってはならない。

2.2　作業の種類

作業の種類は、据付作業とする。

2.3　作業方式

据付の作業方式は、ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５０００００２Ｋに示す“標準・標準外作業方式”によるものとし、標準作業表は、別表「標準作業表」による。
なお、契約の相手方は、標準外作業が必要と判断した場合、標準外作業見積書（様式随意）を担当官に提出し、承認を得るものとする。

2.4　作業実施場所

〒８５８－０８０６
長崎県大村市富の原１丁目１０００　竹松駐屯地
水陸機動団後方支援大隊第２整備中隊戦闘上陸直接支援隊第３整備班　整備工場

2.5　作業実施時期

令和９年２月１日（月）～令和９年３月３０日（火）
なお、作業実施にあたっては日程等について、事前に契約担当官と調整するものとする。

2.6　部品・副資材

部品及び副資材は、製造会社社内規格品又は同等以上の性能を有し、装備品の性能及び機能を損ねてはならない。

なお、作業に必要な副資材は、契約の相手方が準備するものとする。

2.7　塗装・防せい処置

塗装及び防せい処置は、商習慣による。

2.8　外　観

外観は、きず、割れ、まくれ、さび、取付部の緩み、塗装のはく離、その他使用上有害な欠陥があってはならない。

3　品質保証

a)　監督・検査

監督及び検査は、契約担当官（以下、担当官という。）が定める監督・検査実施要領による。

b)　保　証

引継ぎ後３か月間は作業箇所において使用者の責めに寄らない故障が発生された場合は契約の相手方において整備するものとする。

5　その他の指示

5.1 提出書類

契約の相手方は，工程表（様式随意）及びを２部契約担当官等に提出するものとする。

5.2 官側施設への立入

官側の施設等への立ち入りについては、当該駐屯地の諸規則を遵守するとともに、契約担当官等の指示に従う。

5.3 官側の支援

点検に必要な人員及び車両については官側の支援を受ける事ができる。なお、支援を受ける場合は、必要事項を契約担当官等に調整するものとする

5.4 施設等の保護

a)　契約相手方は、本役務を履行するにあたり、官側の保有する施設、物品等の損傷防止に留意しなければならない。なお、作業において施設、物品等に損傷が発生した場合は、監督官及び施設管理者に報告するとともに、契約相手方の責任において復旧しなければならない。

b)　本役務終了時には、整理・清掃等を確実に実施する。

6　品名等

品　名	下部洗浄装置Ｉ型
型　式	ＰＷＵ－９５９ＶＳＮ

3」

別　表

標　準　作　業　表

作業内容・使用部品名等	数　量	作業区分等
オールアンカー　１６ｍｍ×１００	２０本	据　付
加工シム	２０本	
アングル　Ｌ５０×４０	５本	
灯油配管材料	１式	
高圧温水配管	１式	
高圧ホース９ｍｍ×１０ｍ	２式	
ストップガン	４本	
高圧ホースリール	２台	
強制排気用ファン及び制御盤	１式	
排気ファン架台制作	１台	
排気フード制作（ＳＵＳ）	１式	
排気筒　１５０ｍｍ（ＳＵＳ）	１式	
燃料タンク用防油堤制作費	１式	
事前調査費	１式	
本体組立（４名×３日）	８４Ｈ	
強制排気装置設置（３名×３日）	６３Ｈ	
試運転調整費（２名×２日）	２８Ｈ	
技術指導料	２人	
資料作成費	１式	
作業ユニック車	１日	
ガムテープ	１式	
ビニールテープ	１式	
養生シート	１式	

調達要求番号：62E81AE0023

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号		仕　様　書　番　号	
大型車両整備用オートリフト据付		AWF0000V0011	
		作　　成	令和８年９月１５日
		作成部隊等名	後方支援大隊 第４係　清原２曹

1　総　則

1.1　適用範囲

この仕様書は，後方支援大隊第２整備中隊戦闘上陸直接支援小隊第３整備班が要求する「大型車両整備用オートリフト据付」ついて規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書に用いる用語及び定義は、ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５０００００１Ｖによる。

1.3　種　類

大型車両整備用オートリフト据付

1.4　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１Ｖ　　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５０００００２Ｋ　　陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

2　点検整備に関する要求

2.1　一般的要求事項

契約の相手方は、大型車両整備用オートリフトの据付を実施する。また、据付後に当該整備品の性能及び各操作に異常があってはならない。

2.2　作業の種類

作業の種類は、据付作業とする。

2.3　作業方式

据付の作業方式は、ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５０００００２Ｋに示す“標準・標準外作業方式”によるものとし、標準作業表は、別表「標準作業表」による。
なお、契約の相手方は、標準外作業が必要と判断した場合、標準外作業見積書（様式随意）を担当官に提出し、承認を得るものとする。

2.4　作業実施場所

〒８５８－０８０６
長崎県大村市富の原１丁目１０００　竹松駐屯地
水陸機動団後方支援大隊第２整備中隊戦闘上陸直接支援隊第３整備班　整備工場

2.5　作業実施時期

令和９年２月１日（月）～令和９年３月３０日（火）
なお、作業実施にあたっては日程等について、事前に契約担当官と調整するものとする。

2.6　部品・副資材

部品及び副資材は、製造会社社内規格品又は同等以上の性能を有し、装備品の性能及び機能を損ねてはならない。

なお、作業に必要な副資材は、契約の相手方が準備するものとする。

2.7　塗装・防せい処置

塗装及び防せい処置は、商習慣による。

2.8　外　観

外観は、きず、割れ、まくれ、さび、取付部の緩み、塗装のはく離、その他使用上有害な欠陥があってはならない。

3　品質保証

a)　監督・検査

監督及び検査は、契約担当官（以下、担当官という。）が定める監督・検査実施要領による。

b)　保　証

引継ぎ後３か月間は作業箇所において使用者の責めに寄らない故障が発生された場合は契約の相手方において整備するものとする。

5　その他の指示

5.1 提出書類

契約の相手方は，工程表（様式随意）及びを２部契約担当官等に提出するものとする。

5.2 官側施設への立入

官側の施設等への立ち入りについては、当該駐屯地の諸規則を遵守するとともに、契約担当官等の指示に従う。

5.3 官側の支援

点検に必要な人員及び車両については官側の支援を受ける事ができる。なお、支援を受ける場合は、必要事項を契約担当官等に調整するものとする

5.4 施設等の保護

a)　契約相手方は、本役務を履行するにあたり、官側の保有する施設、物品等の損傷防止に留意しなければならない。なお、作業において施設、物品等に損傷が発生した場合は、監督官及び施設管理者に報告するとともに、契約相手方の責任において復旧しなければならない。

b)　本役務終了時には、整理・清掃等を確実に実施する。

6　品名等

品　名	大型車両整備用オートリフト
型　式	ＷＳＬ－ＰＳＦＵ３００Ｓ－Ｔ

3」

別　表

標　準　作　業　表

作業内容・使用部品名等	数　量	作業区分等
オールアンカー　１６ｍｍ×１００	３４本	据　付
調整シム	６０本	
調整ボルト	２０本	
鉄筋３/８	６本	
モルタル	３㎥	
ハイドロリックオイル（４６#）	１式	
銅製配管	１０ｍ	
溶接棒	１式	
アングル　Ｌ５０×４０	２本	
事前現地調査費	１式	
本体組立（４名×５日）	１４０Ｈ	
仮枠作業（４名×２日）	５６Ｈ	
モルタル充填（４名×１日）	２８Ｈ	
試運転調整費（４名×１日）	２８Ｈ	
技術指導料	２人	
資料作成費	１式	
作業ユニック車	３日	
ウェルダー	２日	
ガムテープ	１式	
ビニールシート	１式	
コンパネ	１式	
養生シート	１式	

調達要求番号：62E81AE0024

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号		仕　様　書　番　号	
中型車両整備用オートリフト据付		AWF0000V0012	
		作　　成	令和８年９月１５日
		作成部隊等名	後方支援大隊 第４係　清原２曹

1　総　則

1.1　適用範囲

この仕様書は，後方支援大隊第２整備中隊戦闘上陸直接支援小隊第３整備班が要求する「中型車両整備用オートリフト据付」ついて規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書に用いる用語及び定義は、ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５０００００１Ｖによる。

1.3　種　類

中型車両整備用オートリフト据付

1.4　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１Ｖ　　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５０００００２Ｋ　　陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

2　点検整備に関する要求

2.1　一般的要求事項

契約の相手方は、中型車両整備用オートリフトの据付を実施する。また、据付後に当該整備品の性能及び各操作に異常があってはならない。

2.2　作業の種類

作業の種類は、据付作業とする。

2.3　作業方式

据付の作業方式は、ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５０００００２Ｋに示す“標準・標準外作業方式”によるものとし、標準作業表は、別表「標準作業表」による。
なお、契約の相手方は、標準外作業が必要と判断した場合、標準外作業見積書（様式随意）を担当官に提出し、承認を得るものとする。

2.4　作業実施場所

〒８５８－０８０６
長崎県大村市富の原１丁目１０００　竹松駐屯地
水陸機動団後方支援大隊第２整備中隊戦闘上陸直接支援隊第３整備班　整備工場

2.5　作業実施時期

令和９年２月１日（月）～令和９年３月３０日（火）
なお、作業実施にあたっては日程等について、事前に契約担当官と調整するものとする。

2.6　部品・副資材

部品及び副資材は、製造会社社内規格品又は同等以上の性能を有し、装備品の性能及び機能を損ねてはならない。

なお、作業に必要な副資材は、契約の相手方が準備するものとする。

2.7　塗装・防せい処置

塗装及び防せい処置は、商習慣による。

2.8　外　観

外観は、きず、割れ、まくれ、さび、取付部の緩み、塗装のはく離、その他使用上有害な欠陥があってはならない。

3　品質保証

a)　監督・検査

監督及び検査は、契約担当官（以下、担当官という。）が定める監督・検査実施要領による。

b)　保　証

引継ぎ後３か月間は作業箇所において使用者の責めに寄らない故障が発生された場合は契約の相手方において整備するものとする。

5　その他の指示

5.1 提出書類

契約の相手方は，工程表（様式随意）及びを２部契約担当官等に提出するものとする。

5.2 官側施設への立入

官側の施設等への立ち入りについては、当該駐屯地の諸規則を遵守するとともに、契約担当官等の指示に従う。

5.3 官側の支援

点検に必要な人員及び車両については官側の支援を受ける事ができる。なお、支援を受ける場合は、必要事項を契約担当官等に調整するものとする

5.4 施設等の保護

a)　契約相手方は、本役務を履行するにあたり、官側の保有する施設、物品等の損傷防止に留意しなければならない。なお、作業において施設、物品等に損傷が発生した場合は、監督官及び施設管理者に報告するとともに、契約相手方の責任において復旧しなければならない。

b)　本役務終了時には、整理・清掃等を確実に実施する。

6　品名等

品　名	中型車両整備用オートリフト
型　式	ＷＳＬ－ＰＳ１１０Ｓ

3」

別　表

標　準　作　業　表

作業内容・使用部品名等	数　量	作業区分等
オールアンカー　１６ｍｍ×１００	３４本	据　付
調整シム	６０本	
調整ボルト	２０本	
鉄筋３/８	６本	
モルタル	３㎥	
ハイドロリックオイル（４６#）	１式	
銅製配管	１０ｍ	
溶接棒	１式	
アングル　Ｌ５０×４０	２本	
事前現地調査費	１式	
本体組立（４名×５日）	１４０Ｈ	
仮枠作業（４名×２日）	５６Ｈ	
モルタル充填（４名×１日）	２８Ｈ	
試運転調整費（４名×１日）	２８Ｈ	
技術指導料	２人	
資料作成費	１式	
作業ユニック車	３日	
ウェルダー	２日	
ガムテープ	１式	
ビニールシート	１式	
コンパネ	１式	
養生シート	１式	